

【非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書】

※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。

※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。

※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。

※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。

※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

| 元号 | 記載方法 |
|----|------|
| 令和 | 5    |
| 平成 | 4    |
| 昭和 | 3    |

※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

| 提出区分          | 記載方法 |
|---------------|------|
| 新規、追加、訂正のいずれか | 0    |
| 無効            | 1    |

備 考

- この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第 161 条第 1 項第 12 号に掲げる給与、報酬又は年金及び同項第 13 号に掲げる賞金について使用すること。
- この支払調書の記載の要領は、次による。
  - 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これに準ずるものをいう。（1）において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。
  - 「区分」の欄には、給与については俸給、給料、歳費、年金、賞与、退職手当等と、役務の報酬についてはその役務の種類に応じ弁護士報酬、芸能人の報酬等と記載すること。
  - 「計算の基礎」の項には、給与の月額、支払期間、役務の提供日数等その計算の基礎となる事項を記載すること。
  - 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
  - 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
  - 「勤続年数」の項には、法第 161 条第 1 項第 12 号ハの規定に該当する退職手当等の計算の基礎となつた期間を基として、令第 69 条又は第 70 条の規定により計算した年数を記載すること。この場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
    - 令第 70 条第 1 項第 1 号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
    - 令第 70 条第 1 項第 2 号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に定める金額の計算の基礎
  - 国内において法第 161 条第 1 項第 6 号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う者が当該人的役務の提供をする非居住者に支払う給与又は報酬の金額のうち、法第 215 条の規定により、所得税の徴収がされたものとみなされる金額がある場合は、その旨及び当該金額を「摘要」の欄に記載すること。
  - 租税特別措置法第 29 条の規定により非課税とされるもの又は租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
  - 賞金が金銭以外のものである場合には、その旨及びその種類、その他の明細を「摘要」の欄に記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。